

モニタリング

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府4-29)

政策名及び施策名	政策名「子ども・子育て」 施策名「少子化社会対策大綱及び子ども・子育て支援の推進」						担当部局・作成責任者名	子ども・子育て本部 参事官(少子化対策担当) 中島 薫 参事官(子ども・子育て支援担当) 丸山 浩二
施策の概要	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条に基づき少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)等に基づき、少子化社会対策を総合的に推進する。						事後評価実施予定時期	令和3年度(1年目評価) 令和6年度(4年目評価) 令和7年度(最終年度評価)
施策目標(最終アウトカム)	一人でも多くの若い世代の結婚や出産の希望をかなえる「希望出生率1.8」の実現に向け、令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子供を持てる社会をつくる							
施策目標の設定の考え方・根拠	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)「Ⅱ 少子化対策における基本的な目標」において、上記目標を「少子化対策における基本的な目標とする。」とされていることを踏まえ設定。							
測定指標1 【主要な測定指標】	結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていくと考える人の割合						測定指標の選定理由	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該施策目標に向かって実施される施策の進捗状況を表す指標として選定。
	目標値(目標年度)	50% (2025(R7)年)	年度ごとの目標値	50% (2025(R7)年までの目標値)			目標(値・年度)の設定の根拠	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」に基づき設定。 ※第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(2019年12月20日閣議決定)、ニッポン一億総活躍プラン(2016年6月2日閣議決定)でも同様の目標を設定。
	基準値(基準年度)	36.2% (2019(H31)年度)	年度ごとの実績値	34.6%	33.0%			測定指標の実績値の把握方法
中目標(Ⅱ)1	結婚の希望がかなえられる							
測定指標2 【主要な測定指標】	結婚希望実績指標						測定指標の選定理由	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。
	目標値(目標年度)	80% (2025(R7)年)	年度ごとの目標値	80% (2025(R7)年までの目標値)			目標(値・年度)の設定の根拠	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」に基づき設定。 ※第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(2019年12月20日閣議決定)、ニッポン一億総活躍プラン(2016年6月2日閣議決定)でも同様の目標を設定。
	基準値(基準年度)	68% (2015(H27)年)	年度ごとの実績値					測定指標の実績値の把握方法
測定指標3	結婚支援に取り組む都道府県の数						測定指標の選定理由	地域少子化対策重点推進交付金のKPIに基づき選定。
	目標値(目標年度)	47都道府県 (2024(R6)年)	年度ごとの目標値	47都道府県(2024(R6)年までの目標値)			目標(値・年度)の設定の根拠	令和2年度地方自治体における少子化対策の取組状況に関する調査の結果及び有識者意見を踏まえ設定。 ※令和3年度行政事業レビューにおいて、同様の成果目標を設定。
	基準値(基準年度)	-	年度ごとの実績値		40			測定指標の実績値の把握方法
中目標(Ⅱ)2	希望する数の子供を持つことができる							
測定指標4 【主要な測定指標】	夫婦子ども数予定実績指標(若い世代)						測定指標の選定理由	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。
	目標値(目標年度)	80% (2025(R7)年)	年度ごとの目標値	80% (2025(R7)年までの目標値)			目標(値・年度)の設定の根拠	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」に基づき設定。 ※第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(2019年12月20日閣議決定)でも同様の目標を設定。
	基準値(基準年度)	77% (2015(H27)年)	年度ごとの実績値					測定指標の実績値の把握方法

中目標(I)1		男女共に仕事と子育てを両立できる環境が整備される										
測定指標5	第1子出産前後の女性の継続就業率										測定指標の選定理由	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。
	目標値(目標年度)	70% (2025(R7)年)	年度ごとの目標値	70% (2025(R7)年までの目標値)						目標(値・年度)の設定の根拠	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」に基づき設定。 ※第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(2019年12月20日閣議決定)、成長戦略(2020年7月17日閣議決定)等でも同様の目標を設定。	
	基準値(基準年度)	53.1% (2015(H27)年)	年度ごとの実績値							測定指標の実績値の把握方法	国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」(5年に1回)。第1子出産前に就業していた妻のうち、就業継続(育児休業利用)の者及び就業継続(育児休業利用なし)の者の割合の合計。	
参考指標1	6歳未満の子供をもつ男性の育児・家事関連時間										参考指標の選定理由	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す参考指標として選定。
	参考値(参考年度)	1日あたり83分 (2016(H28)年)	年度ごとの実績値							参考指標の実績値の把握方法	総務省「社会生活基本調査」(5年に1回)。夫婦と子どもの世帯における6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間(「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計(週全体平均))。	
測定指標6	妊娠・出産、子育てに温かい機運醸成に取り組む都道府県の数										測定指標の選定理由	地域少子化対策重点推進交付金のKPIに基づき選定。
	目標値(目標年度)	47都道府県 (2024(R6)年)	年度ごとの目標値	47都道府県(2024(R6)年までの目標値)						目標(値・年度)の設定の根拠	令和2年度地方自治体における少子化対策の取組状況に関する調査の結果及び有識者意見を踏まえ設定。 ※令和3年度行政事業レビューにおいて、同様の成果目標を設定。	
	基準値(基準年度)	—	年度ごとの実績値		47					測定指標の実績値の把握方法	内閣府「地方自治体における少子化対策の取組状況に関する調査」(1年に1回)。取組を実施していると回答した都道府県の数を出算。	
測定指標7	認可保育所等の定員										測定指標の選定理由	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目標に向かって実施される施策の進捗状況を表す指標として選定。
	目標値(目標年度)	2021年度～2024年度末までに約14万人分増	年度ごとの目標値	2021年度～2024年度末までに約14万人分増(2024(R6)年までの目標値)						目標(値・年度)の設定の根拠	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」に基づき設定。 注:企業主導型保育事業については、調査対象年の3月31日時点における4月1日受け皿見込み。	
	基準値(基準年度)	306万人 (2019(R1)年4月1日)	年度ごとの実績値	314万人	320万人					測定指標の実績値の把握方法	厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」等(1年に1回)。認可保育所等の定員の合計値。	
測定指標8	保育所待機児童数										測定指標の選定理由	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目標に向かって実施される施策の進捗状況を表す指標として選定。
	目標値(目標年度)	できるだけ早く解消を目指す	年度ごとの目標値	できるだけ早く解消を目指す						目標(値・年度)の設定の根拠	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」に基づき設定。	
	基準値(基準年度)	16,772人 (2019(R1)年4月1日)	年度ごとの実績値	12,439人 (2020(R2)年4月1日)	5,634人 (2021(R3)年4月1日)					測定指標の実績値の把握方法	厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」(1年に1回)。待機児童数の値。	
中目標(I)2		子育て中の孤立感や負担感が軽減される										
測定指標9	利用者支援事業										測定指標の選定理由	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目標に向かって実施される施策の進捗状況を表す指標として選定。
	目標値(目標年度)	3,600か所 (2024(R6)年)	年度ごとの目標値	3,600か所 (2024(R6)年までの目標値)						目標(値・年度)の設定の根拠	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」に基づき設定。	
	基準値(基準年度)	1,194か所 (2019(H31,R1)年)	年度ごとの実績値	2,864か所 (2020(R2)年度)	3,035か所 (2021(R3)年度)					測定指標の実績値の把握方法	子ども・子育て支援交付金変更交付決定ベース(1年に1回)。交付決定データから算出。	
測定指標10	地域子育て支援拠点事業										測定指標の選定理由	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目標に向かって実施される施策の進捗状況を表す指標として選定。
	目標値(目標年度)	10,200か所 (2024(R6)年)	年度ごとの目標値	10,200か所 (2024(R6)年までの目標値)						目標(値・年度)の設定の根拠	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」に基づき設定。	
	基準値(基準年度)	7,578か所 (2019(H31,R1)年)	年度ごとの実績値	7,735か所 (2020(R2)年度)	7,856か所 (2021(R3)年度)					測定指標の実績値の把握方法	子ども・子育て支援交付金変更交付決定ベース(1年に1回)。交付決定データから算出。	
測定指標11	一時預かり施設(幼稚園型を除く)										測定指標の選定理由	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目標に向かって実施される施策の進捗状況を表す指標として選定。
	目標値(目標年度)	延べ924.3万人 (2024(R6)年)	年度ごとの目標値	延べ924.3万人 (2024(R6)年までの目標値)						目標(値・年度)の設定の根拠	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」に基づき設定。	
	基準値(基準年度)	延べ457万人 (2019(H31)年度確定ベース)	年度ごとの実績値	延べ332万人 (2020(R2)年度)	集計中 (令和2年2月確定)					測定指標の実績値の把握方法	子ども・子育て支援交付金確定ベース(1年に1回)。交付額確定データから算出。	

測定指標12	ファミリー・サポート・センター事業						測定指標の選定理由 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目標に向かって実施される施策の進捗状況を表す指標として選定。			
	目標値 (目標年度)	1,150市町村 (2024(R6)年)	年度ごとの 目標値	R2年度	R3年度	R4年度		R5年度	R6年度	目標(値・年度)の設定 の根拠 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」に基づき設定。
	基準値 (基準年度)	931市町村 (2019(H31,R1)年)	年度ごとの 実績値	956市町村 (2020(R2)年度)	971市町村 (2021(R3)年度)					
中目標(Ⅰ)3 子育てに関する経済的負担や教育費負担が軽減される										
測定指標13	理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合						測定指標の選定理由 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。			
	目標値 (目標年度)	低下 (2025(R7)年)	年度ごとの 目標値	R2年度	R3年度	R4年度		R5年度	R6年度	目標(値・年度)の設定 の根拠 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」に基づき設定。 ※第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(2019年12月20日閣議決定)、ニッポン一億総活躍プラン(2016年6月2日閣議決定)でも同様の目標を設定
	基準値 (基準年度)	56.3% (2015(H27)年)	年度ごとの 実績値							
理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合										

施策に関連する主な内閣府事業 (開始年度)	関連する中目標・ 令和4年度行政事業レビュー 事業番号	予算額 (執行額) ※単位:百万円					事業概要
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
1 地域少子化対策強化事業 (平成25年度)	中目標(Ⅱ)1、(Ⅱ)2、(Ⅰ)1 0146	2,103 (760)	2,153 (1,319)	3,673			・地方自治体が行う、結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組について、これまでの取組から発掘された優良事例の横展開を支援する(補助率:1/2)とともに、重点的に取り組むべき課題を支援する(補助率:2/3) ・また、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(新居の家賃、引越費用等)を支援する地方自治体を対象に、地方自治体による支給額の一部を補助する。(補助率:1/2)
2 子どものための教育・保育給付に必要な経費 (平成27年度)	中目標(Ⅱ)2、(Ⅰ)1、(Ⅰ)2、(Ⅰ) 3 0148	1,475,538 (1,440,276)	1,545,529 (1,501,903)	1,700,825			子ども・子育て支援法に基づき、①市町村が支弁する特定教育・保育施設に係る施設型給付費等の支給に要する費用のうち、負担対象額から拠出金充当額を控除した額の1/2、②市町村が支弁する特定子ども・子育て支援施設等に係る施設等利用費の支給に要する費用のうち、負担対象額の1/2を交付するものである。 また、認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設及び認定こども園への移行を希望して長時間預かり保育を行う幼稚園の運営に要する経費の所要額の1/2を補助するものである。
3 地域子ども・子育て支援に必要な経費 (平成27年度)	中目標(Ⅱ)2、(Ⅰ)1、(Ⅰ)2 0149	183,094 (166,696)	188,526 (160,060)	198,128			子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条に基づき市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業(個別の事業については、以下のとおり)を行うことにより、地域の子育て世代が安心して子育てができる環境を整備すること。 【子ども・子育て支援交付金】実施主体:市町村 補助率1/3、2/3(①のみ)①利用者支援事業、②延長保育事業、③実費徴収に係る補足給付を行う事業、④多様な主体の参入促進事業、⑤放課後児童健全育成事業、⑥子育て短期支援事業、⑦乳児家庭全戸訪問事業、⑧養育支援訪問事業、⑨子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、⑩一時預かり事業、⑪地域子育て支援拠点事業、⑫病児保育事業、⑬子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 【子ども・子育て支援施設整備交付金】実施主体:市町村 補助率2/9、3/10、1/3、1/2、5/8、2/3、5/6放課後児童クラブ及び病児保育施設に係る施設整備費
4 仕事・子育て両立支援事業 に必要な経費 (平成28年度)	中目標(Ⅱ)2、(Ⅰ)1、(Ⅰ)2 0150	227,524 (227,137)	194,526 (193,913)	184,730			子ども・子育て支援法に基づき、事業所内保育施設のうち、一定の基準を満たすものに対し、その運営に係る費用及び施設の設置に係る費用について、認可施設の水準の補助を行う。また、企業の労働者等が就労のためベビーシッター派遣サービスを利用した場合等に、その利用料の一部を助成する。さらに、新子育て安心プランに基づき、くるみん認定・プラチナくるみん認定等を受けた中小企業事業主に、助成金を支給する。 【企業主導型保育事業】実施主体:実施団体、補助率:10/10 【企業主導型ベビーシッター利用者支援事業】実施主体:実施団体、補助率:10/10 【中小企業子ども・子育て支援環境整備事業】実施主体:実施団体、補助率:10/10
5 児童手当等交付金に必要な経費 (昭和46年度)	中目標(Ⅱ)2、(Ⅰ)3 0147	1,326,160 (1,277,910)	1,294,923 (1,249,192)	1,258,773			家庭等の生活の安定に寄与し、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。
	施策の予算額 (執行額)	3,214,419 (3,112,779)	3,225,657 (3,106,387)	3,346,129			

施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	年月日	関係部分抜粋
1 少子化社会対策大綱	令和2年5月29日閣議決定	—
2 経済財政運営と改革の基本方針2022	令和4年6月7日閣議決定	<p>(2)包摂社会の実現 (少子化対策・こども政策) 少子化は予想を上回るペースで進む極めて危機的な状況にあり、児童虐待やいじめ、不登校等こどもを取り巻く状況も深刻で、待ったなしの課題である。このため、「こども家庭庁」を創設し、こども政策を推進する体制の強化を図り、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えていく。 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指し、「希望出生率1.8」の実現に向け、「少子化社会対策大綱」等に基づき、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた総合的な取組の推進、結婚新生活立上げ時の経済的負担の軽減や出会いの機会・場の提供など地方自治体による結婚支援の取組に対する支援、妊娠前から妊娠・出産、子育て期にわたる切れ目ない支援の充実、「新子育て安心プラン」の着実な実施や病児保育サービスの推進等仕事と子育ての両立支援に取り組む。妊娠・出産支援として、不妊症・不育症支援やデジタル相談の活用を含む妊産婦支援・産後ケアの推進等に取り組むとともに、出産育児一時金の増額を始めとして、経済的負担の軽減についても議論を進める。流産・死産等を経験された方への支援に取り組む。養育費の支払い確保と安全・安心な親子の面会交流に向けた取組を推進する。児童手当法等改正法附則に基づく児童手当の在り方の検討に取り組む。</p>
3 第208回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説	令和4年1月17日	<p>(少子化対策・こども政策) 少子化対策やこども政策を積極的に進めていくことも、喫緊の課題です。 不妊治療の範囲を拡大し、四月から保険適用を始めます。 こども政策を我が国社会の真ん中に据えていくため、「こども家庭庁」を創設します。 こども家庭庁が主導し、縦割り行政の中で進まなかった、教育や保育の現場で、性犯罪歴の証明を求める日本版DBS、こどもの死因究明、制度横断・年齢横断の教育・福祉・家庭を通じた、こどもデータ連携、地域における障害児への総合支援体制の構築を進めます。</p>
4 こども政策の新たな推進体制に関する基本方針	令和3年12月21日閣議決定	<p>1. はじめに こどもや若者に関する施策(以下「こども政策」という。)については、これまで、少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)や子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)等に基づき、政府を挙げて、各般の施策に取り組んできた。様々な取組が着実に前に進められてきたものの、少子化、人口減少に歯止めがかからない。こうした中、令和2年度には、児童虐待の相談対応件数や不登校、いわゆるネットいじめの件数が過去最多となり、大変痛ましいことに令和2年は約800人もの19歳以下のこどもが自殺するなど、こどもを取り巻く状況は深刻になっており、さらに、コロナ禍がこどもや若者、家庭に負の影響を与えている。今こそ、こども政策を強力に推進し、少子化を食い止めるとともに、一人ひとりのこどものWell-beingを高め、社会の持続的発展を確保できるかの分岐点である。常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて(以下「こどもまんなか社会」という。)、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする。そうしたこどもまんなか社会を目指すための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設する。 (略)</p> <p>3. こども家庭庁の設置とその機能 (略) (3)強い司令塔機能 (略) こども政策の司令塔機能を、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考えるこども家庭庁に一本化することにより、政府のこども政策を一元的に推進する。就学前の全てのこどもの育ちの保障や全てのこどもの居場所づくりなどを主導する。このような機能にふさわしい組織として、内閣総理大臣の直属の機関とし、こどもに関連する内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けるとともに恒常的な事務を実施するべく、内閣府の外局とする。こどもの視点に立ち、各省庁より一段高い立場から、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現のための基本的な政策や、子ども・若者育成支援、少子化の進展への対応に関し、一元的に企画・立案・総合調整を行う(内閣補助事務)。 (略)</p> <p>4. こども家庭庁の体制と主な事務 (略) ③企画立案・総合調整部門 企画立案・総合調整部門は、庁全体の官房機能を担うとともに、こども政策全体の司令塔機能の発揮、地方・民間団体・国際社会との連携、こどもの健やかな成長を支える社会的機運の醸成、データ分析やEBPMIに関する事務を行う。主たる事務は以下の通り。 1)こどもの視点に立った政策の企画立案・総合調整 (略) 大綱や総合調整権限を活用し、こども家庭庁が自ら実施する事務のみならず、政府全体の少子化対策やこどもや若者の健やかな成長に関する施策を強力に推進する。地域の実情や課題に応じた少子化対策を進めるため、結婚、子育てに関する地方公共団体の取組を支援するとともに、結婚新生活支援事業の充実を図る。</p>

<p>5 全世代型社会保障改革の方針 第2章 少子化対策</p>	<p>令和2年12月15日閣議決定</p>	<p>少子化の問題は、結婚や出産、さらには子育ての希望の実現を阻む、様々な要因が絡み合って生じている。これまで、政府としては、待機児童の解消と併せて、幼稚園、保育所等、大学、専門学校等の無償化のほか、仕事と育児の両立支援、結婚・妊娠・出産支援などの総合的な取組を進めてきた。我が国の未来を担うのは子供たちである。長年の課題である少子化対策を大きく前に進めるため、以下の取組を進める。</p> <p>その上で、安心して子供を産み育てられる環境をつくるとともに、女性が健康で活躍できる社会を実現していく。</p> <p>1. 不妊治療への保険適用等 子供を持ちたいという方々の気持ちに寄り添い、不妊治療への保険適用を早急に実現する。具体的には、令和3年度(2021年度)中に詳細を決定し、令和4年度(2022年度)当初から保険適用を実施することとし、工程表に基づき、保険適用までの作業を進める。保険適用までの間、現行の不妊治療の助成制度について、所得制限の撤廃や助成額の増額(1回30万円)等、対象拡大を前提に大幅な拡充を行い、経済的負担の軽減を図る。また、不育症の検査やがん治療に伴う不妊についても、新たな支援を行う。同時に、不妊治療のみならず、里親制度や特別養子縁組等の諸制度について周知啓発を進める。また、児童虐待の予防の観点から、地域で子供を見守る体制の強化や児童福祉施設による子育て家庭への支援の強化を着実に推進する。さらに、不妊治療と仕事の両立に関し、社会的機運の醸成を推進するとともに、中小企業への取組に対する支援措置を含む、事業主による職場環境整備の推進のための必要な措置を講ずる。</p> <p>2. 待機児童の解消 政権交代以来、72万人の保育の受け皿を整備し、今年の待機児童は、調査開始以来、最少の1万2千人となった。待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進めるため、年末までに「新子育て安心プラン」を取りまとめる。具体的には、安定的な財源を確保しながら、令和3年度(2021年度)から令和6年度(2024年度)末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。その際、保育ニーズが増加している地域、マッチングの強化が必要な地域など、地域の特性に応じた支援に取り組み、地域のあらゆる子育て資源の活用を図る。新プランの財源については、社会全体で子育てを支援していくとの大きな方向性の中で、公費に加えて、経済界に協力を求めることにより安定的な財源を確保する。その際、児童手当については、少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)等に基づき、高所得の主たる生計維持者(年収1,200万円以上の者)を特例給付の対象外とする。児童手当の見直しの施行時期については、施行に要する準備期間等も考慮し、令和4年(2022年)10月支給分から適用する。これらのために、令和3年(2021年)の通常国会に必要な法案の提出を図る。また、少子化社会対策大綱等に基づき、安定的な財源を確保しつつ、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に向けた取組を進める。その際、児童手当について、多子世帯等への給付の拡充や世帯間の公平性の観点での世帯合算導入が必要との指摘も含め、財源確保の具体的方策と併せて、引き続き検討する。</p> <p>3. 男性の育児休業の取得促進 男性の育児参加を進めるため、今年度から男性国家公務員には1か月以上の育児休業の取得を求めているが、民間企業でも男性の育児休業の取得を促進する。具体的には、出生直後の休業の取得を促進する新たな枠組みを導入するとともに、本人又は配偶者の妊娠・出産の申出をした個別の労働者に対する休業制度の周知の措置や、研修・相談窓口の設置等の職場環境の整備等について、事業主に義務付けること、男性の育児休業取得率の公表を促進することを検討し、労働政策審議会において結論を取りまとめ、令和3年(2021年)の通常国会に必要な法案の提出を図る。</p>
--------------------------------------	-----------------------	--